

密集市街地 地域活動支援

公益財団法人
大阪府都市整備
推進センター
からのご案内です

密集市街地で活動されて いる自治会等を助成

令和7年度で
助成が
終了します！

対象区域

下記の住宅市街地総合整備事業区域内

- 堺市/新湊地区 ●豊中市/庄内地区・豊南町地区
- 守口市/東部地区・大日・八雲東町地区（八雲東町2丁目の高度利用地区内は除く）
- 門真市/北部地区 ●寝屋川市/萱島東地区・池田・大利地区・香里地区
- 東大阪市/若江・岩田・瓜生堂地区
- 大阪市の一部/住宅市街地総合整備事業区域内の指定された町丁目に限定

* 対象物件が区域内にあるか不明な場合は当センターホームページでご確認いただくか、お気軽にお問い合わせください

助成要件・助成金額

まちづくり活動支援 ※1

感震ブレーカー※2 設置支援

【助成対象】

- ◆地域住民10人以上で構成されるまちづくり協議会等で、活動等の経費の一部に会費等独自の財源が充当されている団体

【助成金額】

1 団体の助成期間**3年間までで総額50万円**
が限度

例 1年目10万円・2年目20万円・3年目20万円

【助成対象】

- ・面整備・道路整備・公園整備等の「街の形づくり」を目指した活動
- ・防犯、防災、バリアフリーなどの「安全・安心なまちづくり」を目指した活動



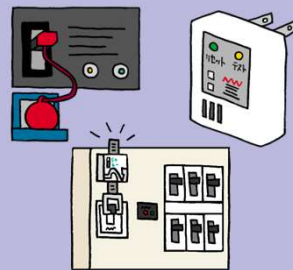
【助成金額】

購入費・設置費の金額以内で**2千円/個**を限度

【助成対象】

対象区域内の自治会等で、加入世帯の概ね5割以上の世帯へ設置する活動

- ◆助成決定日から**6カ月以内**に設置の完了が必要です
- ◆耐火性能を有する
共同住宅棟のみでの
購入・設置は除く



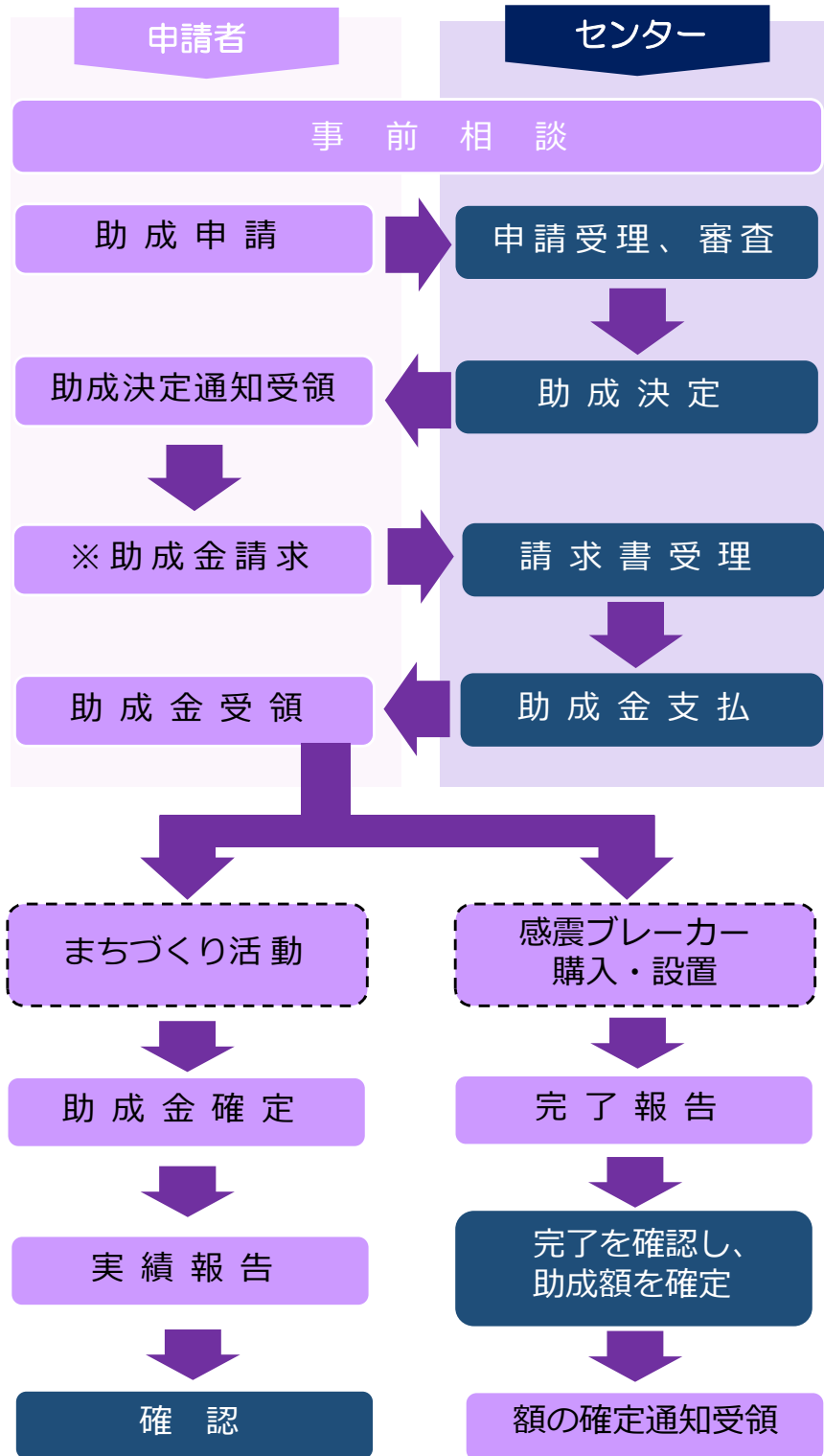
※1 まちづくり活動で助成対象とならない例

- ・会合などの飲食費
- ・パソコン、机、椅子など、一品2万円以上の備品購入費
- ・団体の維持のための経費(人件費、団体事務所の家賃、光熱費など) 講師等への手土産など

※2 感震ブレーカーは、(一社)日本配信システム工業会の自主規格に基づく認証を有するもの、あるいは(一財)日本消防設備安全センターの推奨証が交付されているもの

★令和7年度までに限定した助成です。今後、助成の内容が変更になる場合があります★

助成手続き



<その他>

* 助成金がコンサルタント委託費の場合は委託完了後の請求になります

大阪府池田土木事務所・枚方土木事務所・八尾土木事務所では密集市街地のまちづくり活動を支援しています。

<お問い合わせ先>

公益財団法人 大阪府都市整備推進センター 密集市街地対策課

〒541-0053大阪市中央区本町1丁目8番12号オーク堺筋本町ビル10階

☎ 06-6262-7713 fax: 06-6262-7722

Eメール: omsk@toshiseibi.org ホームページ: <https://www.toshiseibi.org>



QA

Q マンション単体で感震ブレイカー設置支援申請はできますか
A 耐火性能を有する共同住宅棟のみでの申請はできません。自治会等に含まれ、申請される場合助成対象となることがあります。まずはセンターに相談ください。

Q まちづくり活動の活動期間に期限はありますか
A 各年会計年度の終了日(3月31日)までとし、助成対象経費にかかる支出証拠書類を提出していただきます。活動経費が助成額を下回る場合は、差額を返金して頂きます。

Q 申請後に活動内容や資金計画に変更が生じた場合は
A 軽微な場合を除き、変更承認申請が必要です。

Q 申請後に活動内容や資金計画に変更が生じた場合は
A 軽微な場合を除き、変更承認申請が必要です。

Q 申請後に活動内容や資金計画に変更が生じた場合は
A 軽微な場合を除き、変更承認申請が必要です。

Q 同一年度にまちづくり活動支援と感震ブレイカー設置支援を申請できますか
A 助成要件に該当すれば可能です。

Q 同一年度にまちづくり活動支援と感震ブレイカー設置支援を申請できますか
A 助成要件に該当すれば可能です。

Q 感震ブレイカーの設置確認はありますか
A 申請団体で確認し、報告をお願いします。後日、センターからも設置検査を行います。

Q 感震ブレイカーの設置確認はありますか
A 申請団体で確認し、報告をお願いします。後日、センターからも設置検査を行います。